

おもてなし事業における対象費用の範囲

おもてなしコーナーの設置	観光情報や周辺商店街情報（パンフレット・チラシ等）を提供するための備品を設けている	・ 棚等の備品購入・設置費用
	上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める費用	・ その他必要経費
バリアフリー対応の店づくり	段差がある場合には、スロープを設け、通行に支障が生じないようにする（店舗入口～店内、お手洗い等全ての利用エリアに段差がないこと）	・ スロープ設置・工事費用 ・ 仕切設置、備品購入費用
	上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める費用	・ その他必要費用
	※「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則」別表2に規定する整備基準を満たしたものに限り	
夜間・閉店時における店舗の演出	閉店時（営業終了～日の出まで）において、店舗前の通りを照らし、周辺地域の防犯に協力する。	・ 照明設備設置費用
	上記に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める費用	・ その他必要費用

- ・ おもてなし事業に掲げるもののうち、いずれか一つを実施した場合には、対象経費を含めた上で、要綱に規定する各対象事業にかかる内装改造費補助額に50万円を限度に加算する（交付比率30%）